

日本国憲法

担当教員： 浅野宜之

履修年次・区分： 1～3年（共通—教養—社会と経済）【小・幼・特支・保】必修

授業のテーマ：この科目は、日本国憲法の全体像とその今日的意義について理解することを目的とする。授業は、講義形式を中心に初学者向けのテキストに沿ってすすめる。授業においては、立憲主義の概念と日本国憲法の本原理（国民主権、基本的人権の保障、平和主義）について説明した後、人権（身体的自由、精神的自由、経済的自由、社会権）と統治機構（立法、行政、司法、地方自治）を巡る諸規定の解釈をわかりやすく解説する。

この日の授業内容： 教育を受ける権利



教員採用試験では、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、教育公務員特例法などの、教育に関する様々な法律（教育法規）の問題が非常に多く出されます。教員になる上で知っておくべき法律でもあります。

国は国政の一部として、教育政策を樹立、実施し、教育内容を決定します。これは、教育の機会均等や一定水準の維持のために必要かつ合理性の認められる大綱的なものに留められます。「旭川学テ事件」では、全国一斉学力テストに関わり、教育権の所在が問われました。

(2016年9月取材)